

令和元年9月25日

学生・保護者 各位

弓削商船高等専門学校
学生課学生支援係

令和元年度後期分授業料免除申請について

このことについて、下記の要領で実施いたしますので、希望者は期限を厳守いただき、弓削商船高専学生支援係まで、別紙「授業料免除願」を提出してください。

記

1 対象者

令和元年10月現在で本科生4・5年生、専攻科生1・2年生（本科生1～3年生は高等学校等就学支援金制度の対象となるため、授業料免除は対象外です。）

(1) 経済的理由による免除……下記①、②の条件を満たしていること。

① 経済的理由により納付が困難な者

② 前年度の学年末学業成績が、本人の属する学級の上位2/3以内である者

※母子・父子世帯、生活保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯の者は、本人の属する学級の上位3/4以内

(2) 特別の理由による免除

学資負担者が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、学資の納付が困難と認められる者

2 受付期間

書類提出〆切・・・10月7日（月）必着 ※期限厳守

3 提出書類

授業料免除願

（授業料免除申請にはその他の提出書類も必要となりますが、その他の書類については、10月7日以降にご案内します。）

4 授業料後期分金額

117,300円

5 授業料徴収猶予について

選考の結果は、申請のあった保護者宛に通知しますが、選考が例年11月初旬頃になりますので、授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

6 授業料免除願の申請理由欄について

詳細にご記入ください。記入がない場合は受理できません。

7 授業料免除関係の担当・問い合わせ先

学生課学生支援係 TEL 0897-77-4621